神戸市立学校体育館等天井耐震化事業その２

要 求 水 準 書

平成27年4月14日

神戸市

【 目 次 】

第1　総則

1　要求水準書の位置づけ

本書は、神戸市（以下「市」という。）が、神戸市立学校体育館等天井耐震化事業その２（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定にあたり、本事業の業務遂行について、市が事業者に要求する業務水準を示すもので、本事業の入札参加希望者を対象に配布する「入札説明書」と一体のものである。

2　事業の趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災において、学校施設の体育館等をはじめとした大規模空間を有する建築物における天井の脱落が発生した。それを受けて、建築基準法施行令が一部改正され（平成25年7月12日公布）、また文部科学省により、「学校施設における天井等落下防止対策のための手引き」が作成され（平成25年8月）、学校施設においては、平成27年度までに吊り天井等の非構造部材の耐震化が求められているところである。本事業は、このような状況を踏まえ、子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所となる学校施設の安全性を確保することを目的として実施する。

3　事業の対象施設

対象施設は、別紙1に示す小・中学校5校（6施設）とする。

4　事業範囲

本事業は、事業者が本要求水準書に示された要求水準事項に沿って、次に示す業務を行う。

(1)　設計業務

(2)　耐震化工事業務

(3)　工事監理業務

(4)　その他事業実施に必要な業務

　①　国庫補助申請関係書類の作成支援

　②　その他業務を実施する上で必要な関連業務

以上、上記の(1)から(4)の業務を総称して「耐震化業務」という。また、耐震化業務の対象施設を総称して「対象施設」という。

5　業務における留意事項

本事業の遂行にあたっては、次の事項に留意する。なお、各業務における留意事項については、別途記載する。

(1)　適正な事業計画

- 本事業の取組の基本方針、市の意図を十分に考慮し事業計画を作成する。
- 事業計画においては、事業を確実に遂行できるスケジュールを組む。
- 事業実施にあたっては、事業計画を確実に遂行できる体制を構築する。

(2)　リスクへの適切な対応

- 事業契約書に定める内容に従い、予想されるリスクへの対応策については、あらかじめ十分な検討を行い、事業期間中に発生したリスクに対して的確に対応できる方策を講じる。

(3)　地域経済への貢献

- 事業の実施に伴い、下請企業についても地元企業を積極的に選定する等、地域経済の活性化に貢献する配慮をする。

6　業務従事者の要件等

業務従事者（事業者及び事業者から業務を受託するその他の業務従事者等。以下「業務従事者」という。）は次の事項に従うものとする。

- 本事業に関係する業務従事者は、互いに打合せを十分に行い、本事業を円滑に進めることとする。
- 業務従事者は、本事業の対象が小・中学校であることを踏まえ、適切な教育環境の維持に配慮し、市及び学校と十分に協議して、事業を実施する。
- 本事業の実施にあたって、市又は学校と協議した場合には、その打合せ議事録を作成・保管し、市又は学校からの指示があるときは、当該打合せ議事録を提出する。なお、申請書・届出等の副本は学校に提出する。
- 上記以外に、近隣への対応、当該所轄官庁への許可申請、届出、協議等を行った場合には、その打合せ議事録等を作成・保管し市又は学校からの指示があるときには、当該打合せ議事録等を提出する。
- 業務従事者が学校に立ち入る際は、業務従事者であることを容易に識別できる服装又は名札・腕章等を着用し、業務にあたるものとする。

7　第三者の使用

事業者は耐震化業務を行うにあたって、入札参加時に表明する企業以外の第三者を使用する場合、事前に市に届けて、その承諾を得るものとする。

8　遵守すべき法規制等

本事業の遂行に際しては、耐震化業務の各業務の提案内容に応じて関連する以下の法令、条例、規則、要綱などを遵守するとともに、各種基準、指針等についても、本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にするものとする。

なお、次に記載の有無に関わらず本事業に必要な法規制については遵守することとし、適用法令及び適用基準は、各業務着手時の最新版を遵守するものとする。

(1)　耐震化に関する設計基準及び参考図書

〔文部科学省作成図書〕

・　学校施設における天井等落下防止対策のための手引（平成 25 年 8 月）
・　屋内運動場等の天井等落下防止対策事例集（平成 26 年 3 月）
・　学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）（平成 27 年 3 月）

(2)　法令等

・　計量法
・　消防法
・　労働安全衛生法
・　労働基準法
・　電気事業法
・　騒音規制法
・　振動規制法
・　学校保健安全法
・　建築基準法
・　建築士法
・　建設業法
・　建築物における衛生環境の確保に関する法律
・　エネルギーの使用の合理化に関する法律
・　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
・　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
・　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
・　石綿障害予防規則
・　学校環境衛生の基準
・　電気設備に関する技術基準を定める省令

(3)　条例等

・　兵庫県建築基準条例
・　兵庫県環境の保全と創造に関する条例
・　神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例
・　神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例
・　神戸市建築基準法施工細則
・　神戸市火災予防条例
・　神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例
・　神戸市グリーン調達等推進基本方針

(4)　参考基準・指針等

本業務を行うにあたっては、次の基準類を適用するものとする（特に記載のないものは国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）。なお、基準類はすべて最新版が適用されるものとし、事業期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応について協議を行うものとする。

- 公共建築工事標準仕様書　建築工事編
- 公共建築工事標準仕様書　電気設備工事編
- 建築工事標準詳細図
- 公共建築設備工事標準図　電気設備工事編
- 公共建築改修工事標準仕様書　建築工事編
- 公共建築改修工事標準仕様書　電気設備工事編
- 建築設備設計基準
- 建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省国土技術政策研究所、独立行政法人建築研究所監修）
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 建築工事監理指針
- 電気設備工事監理指針
- 建築保全業務共通仕様書
- 工事写真の撮り方　建築編（公共建築協会編）
- 内線規程（社団法人　日本電気協会　需要設備専門部会編）
- 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針（有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会）
- 神戸市建築工事改修特記仕様書・補足標準仕様書
- 神戸市電気設備工事補足標準仕様書・補足標準図

9　事業スケジュール（予定）

本事業の主なスケジュールは次のとおりとする。

事業契約締結	平成 27 年 7 月上旬
設計及び施工期間	平成 27 年 7 月～平成 28 年 2 月末 ※施設毎の具体的な施工可能期間については、別紙 1 による
事業終了	平成 28 年 3 月 31 日

10　事業関連資料等の取扱い

- 市が提供する対象校の図面等の資料等は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意するものとする。
- 事業者は、提供された資料等を本事業に係わる業務以外で使用しないこととし、不要になった場合には、速やかに返却するものとする。
- 提供した資料等を複写等した場合には、内容が読み取られないように処理した上、上記の返却時までにすべて廃棄することとする。

第2　設計業務要求水準

1　基本事項

(1)　業務の範囲

事業者は、本要求水準書、事業者提案等に基づき、対象施設の耐震化工事を実施するために必要な設計を行う。設計業務には、次のものを含むものとする。

- ・　設計のための事前調査業務
- ・　実施設計業務（設計図書の作成等）
- ・　その他、付随する業務（調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、学校との調整も含む。）

(2)　業務の期間

事業全体のスケジュールに整合させ、事業者が計画する。

(3)　設計体制及び管理技術者の配置

事業者は、設計業務を遂行するにあたっては、次に示す有資格者等を配置するものとし、設計業務着手前に市に提出して承認を得るものとする。

① 管理技術者（設計）

- ・　事業者は、業務遂行にあたって、あらかじめ実務経験が豊富であり誠実かつ責任感のある管理技術者を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて市に提出し、承諾を得るものとする。
- ・　管理技術者は、設計において、耐震化の設計趣旨・内容を総括的に反映できる一級建築士とする。
- ・　管理技術者は、市の承諾を得て「② 設計担当者」を兼ねることができる。なお、設計業務の履行期間中において、その者が管理技術者として著しく不適当と市がみなした場合は、事業者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

② 設計担当者

- ・　事業者は、学校施設の設計の実務経験を有する設計担当者を選定しなければならない。なお、設計業務の履行期間中において、設計担当者が業務を担当するにあたり、著しく不適当であると市がみなした場合は、事業者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

(4)　設計計画書の提出

事業者は、設計業務着手前に詳細工程表を含む設計計画書を作成し、市に提出して承認を得るものとする。

(5)　設計内容の協議

事業者は、設計の検討内容について、市と協議しながら行うものとする。協議の方法、頻度など業務の詳細については事業者の提案によるものとする。

市との打合せ内容について都度書面に記録し、相互に確認する。

(6)　設計変更

市は、必要があると認めた場合、事業者に対し、設計の変更を要求することができる。この場合の手続き及び費用負担等については事業契約書で定める。

(7)　業務の報告及び書類・図書等の提出

事業者は、設計計画書に基づき定期的に市に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、次表に示す書類・図書等を市に提出し、承認を得るものとする。なお、設計図書に関する著作権は市に帰属する。

<table>
<tr><th>提出時期</th><th>品目</th><th>部数</th><th>体裁</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="3">着手時</td><td>業務工程表</td><td>1</td><td>A3 判</td><td></td></tr>
<tr><td>管理技術者等届</td><td>1</td><td>A4 判</td><td>経歴書等を含む</td></tr>
<tr><td>協力企業がある場合は、その企業概要と担当技術者名簿及び市が必要に応じて指示するもの</td><td>1</td><td>A4 判</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="7">完了時</td><td>業務完了届</td><td>1</td><td>A4 判</td><td rowspan="7">対象施設ごと</td></tr>
<tr><td>成果物納入届</td><td>1</td><td>A4 判</td></tr>
<tr><td>打合せ議事録</td><td>1</td><td>A4 判</td></tr>
<tr><td>設計成果品</td><td></td><td>次表による</td></tr>
<tr><td>実施設計図</td><td>2</td><td>1 部は対象校に納品</td></tr>
<tr><td>積算関係資料</td><td>1</td><td>次表による</td></tr>
<tr><td>その他資料</td><td>1</td><td>次表による</td></tr>
</table>

設計成果品一覧表　　凡例：◇は該当する場合のみ　　■◆は全施設に対し個別に必要

成果物等	サイズ	提出形式	部数
■ 実施設計図書 CAD データ（DXF 形式）		CD or DVD	1
A. **建築実施設計図**		A4 製本	2
◆ 仕様書（複数施設を兼ねることも可とする）	A3	↓	↓
◇ 仕上表	A3	↓	↓
◆ 付近見取図	A3	↓	↓
◆ 配置図	A3	↓	↓
◆ 仮設計画図	A3	↓	↓
◆ 平面図	A3	↓	↓
◆ 断面図	A3	↓	↓
◆ 立面図	A3	↓	↓
◆ 矩計図	A3	↓	↓
◆ 展開図	A3	↓	↓
◇ 天井伏図	A3	↓	↓
◇ 詳細図	A3	↓	↓
◇ 建具表	A3	↓	↓
B. **電気実施設計図**		A4 製本	2
◆ 仕様書（複数施設を兼ねることも可とする）	A3	↓	↓
◆ 電気設備設計図	A3	↓	↓
◆ 電灯コンセント設備系統図	A3	↓	↓
◆ 動力設備系統図	A3	↓	↓
◆ 弱電設備系統図	A3	↓	↓
◆ 火災報知等設備	A3	↓	↓
C. **積算関係資料**			
■ 積算関係図書一式			
◆ 数量積算計算書	任意	紙	1
◆ 内訳明細書（エクセル形式）	↓	紙&データ	各 1
◆ 見積書	↓	紙	1
D. **その他資料・提出図書等**			
■ 天井再設置を行う場合、安全性検討資料一式	任意	紙	1

2　設計業務の基本方針

(1)　設計計画、設計体制の妥当性

・　市の要求する工事完了時期に合わせ、確実に耐震化工事が完了する確実性、妥当性の高い設計計画・設計体制とする。

・　性能、工期、安全等を確保するように、責任が明確な体制を構築するとともに、統一的な品質管理体制に配慮する。

(2)　環境負荷低減への配慮

・　二酸化炭素排出量の削減に貢献するよう配慮する。

・　リサイクル材やリサイクル性の高いエコマテリアルの積極的採用に努め、環境負荷低減に貢献する。

3　設計業務の要求水準

(1)　耐震性能の向上

〔一般事項〕

・　文部科学省発出の「学校施設における天井等落下防止対策のための手引（以下「手引」という。）」に従い、吊り天井、照明器具、バスケットゴール、関連する構造体、その他設置物について、耐震化（落下防止対策）を実施する。

・　耐震化の工法は文部科学省発出の「屋内運動場等の天井等落下防止対策事例集（以下「事例集」という。）」を参考とする。

・　耐震化の工法の選定にあたっては、手引に記載された工法より性能の劣る工法を用いないこと。また、手引及び事例集に記載の工法より性能、工期及び価格面で優れた工法の場合は、当該工法を選択することも可とする。

・　吊り天井の耐震化工法は撤去を原則とする。

〔機能・安全面について〕

◆ 鉄骨造の屋根の場合【垂水小学校、多聞台小学校、太田中学校、歌敷山中学校】

・　天井撤去により屋根裏に耐火被覆として塗布されているモルタル等が露出し、それらの落下の恐れがある場合は、落下防止対策を実施する。

・　耐火被覆が劣化している場合、必要な耐火性能（30 分）を確保するための措置を行う。

◆ 上階にプールがある場合【名倉小学校】

・　天井撤去によりコンクリートスラブが露出し、室内の吸音・音響性能が著しく低下することが明らかな場合は吸音性能を向上させるような対策を実施する。

◆ その他【多聞台小学校】

・　過去に屋根裏の石綿含有建材除去工事を実施した際、除去不可能なため固化処理を行った石綿含有建材が天井撤去により露出し、ボール等の衝突により落下する危険がある場合は、落下防止対策を実施する。

〔露出部の仕上げについて〕

- 本改修により露出する屋根下地材・鉄骨部等は塗装を行う。
- 本改修により露出する壁面上部については、壁面全体の意匠を考慮しつつ、壁の新設や塗装等の処理を行う。

〔建具・ガラスについて〕

- 地震時に破損・飛散する恐れがある部位の窓ガラスは、原則として合わせガラス（FL3＋30mil1＋FL3）に交換する。ただし、既設ガラスが網入ガラス、合わせガラス、アクリル板の場合は交換不要とする。
- 既存サッシの見込み寸法の制約等により、合わせガラスへの交換が困難な場合に限っては強化ガラスへの交換も可とする。
- 高窓開閉用のオペレーターが設置されている施設においては、部品交換を伴わない範囲でオペレーターの調整を行う。

〔バスケットゴールについて〕

- 壁付けバスケットゴールは固定状況を確認の上、必要に応じてナットの交換及び締め直しを行う。
- 天井吊りのバスケットゴールは落札者決定後の現地調査を踏まえて改修方針を決定する。実際の改修は設計変更または別途契約する改修工事により対応予定のため、本事業の入札価格には天井吊りのバスケットゴールの改修に要する費用を計上しないこと。

〔電気設備について〕

- 天井耐震化工事に伴う配管配線を含む機器類の更新または撤去再取付を行う。
- 既設天井照明器具は関連機器ともに原則撤去とし、新たにLED照明器具を設置する。なお、拡散パネル付下面ガード付とし、500Lx以上の照度を確保する。また、照度測定結果を提出する。
- 放電灯安定器等の撤去にあたっては、PCB含有の有無を確認する。PCB含有が判明した場合は、構外搬出せず、市の指示する場所に集積する。
- 自動火災報知設備（感知器等）を更新する。なお、既設受信機と整合をとる。

(2)　その他

- 設計にあたっては、既存の建物や設備機器、配管等への影響が極力少なくなるよう配慮する。
- 将来の維持管理、機器更新、その他工事を考慮した設計を行う。

第3　耐震化工事業務要求水準

1　基本事項

(1)　業務の範囲

事業者は、本要求水準書、事業者提案等に基づき、設計業務において作成した設計図記載の耐震化工事を行う。耐震化工事業務には、次のものを含むものとする。

・　対象施設の耐震化工事業務（耐震化工事に伴う一切の工事を含む。）
・　その他、付随する業務（調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、学校との調整も含む。）

(2)　業務の期間

別紙1に定める期間内に各施設の工事を完了する。

(3)　施工体制及び管理技術者の配置

事業者は、耐震化工事業務を遂行するにあたっては、次に示す有資格者等を配置するものとし、耐震化工事業務着手前に市に提出して承認を得るものとする。

①　技術者及び補助員について

・　事業者は、建設業法の規定を遵守し、同法第26条第1項に規定する主任技術者又は同第2項に規定する監理技術者を専任で適切に配置する。
・　この技術者のもとに、対象施設ごとに補助員(主任技術者)を配置する。ただし、原則として、対象施設ごとに配置する補助員(主任技術者)は、1人につき同時期に3施設まで担当可能とする。

(4)　業務の報告及び書類・図書等の提出

事業者は、施工計画書に基づき定期的に市に対して耐震化工事業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、次表に示す書類・図書等を市に提出し、承認を得るものとする。

<table>
<tr><th>提出
時期</th><th>品目</th><th>部数</th><th>体裁</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="13">着工時</td><td>着工届</td><td>1</td><td>A4 判</td><td rowspan="3">対象施設ごと</td></tr>
<tr><td>現場代理人等（監理技術者、主任技術者、専門技術者）届</td><td>1</td><td>A4 判</td></tr>
<tr><td>経歴書(監理技術者、主任技術者、専門技術者)</td><td>1</td><td>A4 判</td></tr>
<tr><td>労災保険加入法に基づく労働災害保険の成立を証明する書類</td><td>1</td><td>A4 判</td><td></td></tr>
<tr><td>使用材料製造者通知書</td><td>1</td><td>A4 判</td><td>対象施設ごと</td></tr>
<tr><td>施工計画書</td><td>1</td><td>A4 判</td><td>対象施設ごと
（仮設計画を含む）</td></tr>
<tr><td>予定工程表</td><td>1</td><td>A3 判</td><td rowspan="2">対象施設ごと</td></tr>
<tr><td>施工体制図</td><td>1</td><td>A4 判</td></tr>
<tr><td>CORINS 受領書</td><td>1</td><td>A4 判</td><td></td></tr>
<tr><td>工事請負契約に係る産業廃棄物処理票</td><td>1</td><td>A4 判</td><td>対象施設ごと</td></tr>
<tr><td>建設業退職金共済組合掛金収納書等</td><td>1</td><td>A4 判</td><td></td></tr>
<tr><td>工事保険証書の写し</td><td>1</td><td>A4 判</td><td rowspan="2">対象施設ごと</td></tr>
<tr><td>防災マニュアル</td><td>1</td><td>A4 判</td></tr>
<tr><td rowspan="7">施工中</td><td>納入仕様書</td><td>1</td><td>A4 判</td><td rowspan="7">対象施設ごと</td></tr>
<tr><td>実施工程表</td><td>1</td><td>A4 判</td></tr>
<tr><td>施工図</td><td>1</td><td>A3 判</td></tr>
<tr><td>施工体制台帳</td><td>1</td><td>A4 判</td></tr>
<tr><td>関係官庁届出書</td><td>2</td><td>A4 判</td></tr>
<tr><td>機器搬入計画書</td><td>1</td><td>A4 判</td></tr>
<tr><td>協議記録</td><td>1</td><td>A4 判</td></tr>
<tr><td rowspan="4">施工後</td><td>工事日報</td><td>1</td><td>A4 判</td><td rowspan="4">対象施設ごと</td></tr>
<tr><td>打合せ議事録</td><td>1</td><td>A4 判</td></tr>
<tr><td>工事写真</td><td>1</td><td>A4 判</td></tr>
<tr><td>建設物副産物処理報告書</td><td>1</td><td>A4 判</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>提出
時期</th><th>品目</th><th>部数</th><th>体裁</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="14">完了時</td><td>工事完了届</td><td>1</td><td>A4 判</td><td>対象施設ごと</td></tr>
<tr><td rowspan="2">完成図</td><td>1</td><td>図面データ
（DXF,PDF,TIF 形式）</td><td rowspan="2">対象施設ごと
現場代理人、主任技術者又は監理技術者、工事監理者の記名及び押印要</td></tr>
<tr><td>2</td><td>A3 二つ折製本
（1 部は対象校に納品）</td></tr>
<tr><td>機器完成図</td><td>1</td><td>A4 判</td><td rowspan="11">対象施設ごと</td></tr>
<tr><td>機器性能試験報告書</td><td>1</td><td>A4 判</td></tr>
<tr><td>機器取扱説明書</td><td>2</td><td>A4 判
（1 部は対象校に納品）</td></tr>
<tr><td>機器納入者連絡先表</td><td>2</td><td>A4 判
（1 部は対象校に納品）</td></tr>
<tr><td>試運転調整記録</td><td>1</td><td>A4 判</td></tr>
<tr><td>完成確認報告書</td><td>1</td><td>A4 判</td></tr>
<tr><td>保証書</td><td>1</td><td>A4 判（クリアファイルで納品）</td></tr>
<tr><td>付属工具リスト</td><td>2</td><td>A4 判
（1 部は対象校に納品）</td></tr>
<tr><td>関係官庁届出書類</td><td>1</td><td>A4 判（副本）</td></tr>
<tr><td>国庫補助関係届出書類※</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>電子納品</td><td>1</td><td>CD-ROM</td></tr>
</table>

※：事業者が行う国庫補助関係届出書類の作成については、市が提供する各学校の施設台帳図面（PDF）に対象施設を明示し、施工前後（左右配置）の写真一覧表（Excel）を作成することを想定している。なお、上記資料は対象施設別に整理すること。また事業者は、各施設別工事代金一覧表も作成すること。

2　耐震化工事業務の基本方針

(1)　施工計画・施工体制の妥当性

- 市の要求する工事完了時期に合わせ、確実に耐震化工事が完了する確実性、妥当性の高い施工計画・施工体制とする。
- 施工期間中における学校現場の安全確保を行う。
- 施工に伴う学校教育環境への影響及び学校周辺地域への影響（騒音、振動、粉塵、車両通行等）を極力少なくするように配慮する。
- 震災の経験や教訓を活かし、学校教育の場であることを踏まえた確実な耐震性に配慮した施工を行う。

・　性能、工期、安全等を確保するように、責任が明確な体制を構築するとともに、統一的な品質管理体制に配慮する。

(2)　環境負荷低減への配慮

・　施工段階においても、環境負荷の低減に貢献するよう、廃棄物の削減等に配慮する。

3　耐震化工事業務の要求水準

(1)　一般的要件

・　事業者は、耐震化工事に伴う工事一式を実施する。
・　工事にあたって必要となる各種許可申請、届出等については、事業者の責任において、当該所轄官庁へ許可申請、届出等を行う。
・　仮設、施工方法及びその他工事を行うために必要な一切の業務については、事業者が自己の責任において行う。
・　事業者は、工事期間中、工事現場に常に工事記録を整備する。
・　事業者は、学校運営上支障のない範囲で、工事（試運転調整を含む。）に必要な工事用電力、水道、ガスを有償で使用できるものとする。
・　事業者は、耐震化工事に際し、既存物の移設が必要となる場合には、市及び学校と協議し、市及び学校の指示に基づき、事業者の負担によりこれらを移設し、速やかに機能回復等を行う。ただし、市及び学校が、機能回復等を不要としたものについては、この限りではない。
・　火災警報装置等の防災システムは、工事中も正常な動作を担保する。やむを得ず稼動できない場合には、市、学校及びその他関係機関と協議し、適切な代替措置を講ずる。

(2)　現場作業日・作業時間

・　現場作業日、作業時間は、授業・学校等に影響のない範囲で原則、次によるものとする。なお、事前に学校と作業工程について十分協議を行うこと。
・　基本的な作業時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。また、大きな騒音・振動を伴う作業は、授業に影響がない時間帯に行う。授業実施日においては、事前に市、学校と十分に調整のうえで行う。
・　原則として、土曜日、日曜日、祝日及び夜間に工事を行わないものとする。やむを得ず、土曜日、日曜日、祝日及び夜間に作業を行う場合、近隣に迷惑のかからない範囲で、事前に計画書を提出し、学校の了解を得た上で作業を行う。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び夜間の作業は、連続して行わないなど、学校施設の管理者が通常勤務時間外に継続的に出務することがないように十分配慮する。

(3)　別途工事との調整

・　本事業期間中に対象校敷地内において、各対象校や市が発注する他工事や作業等が想定される。工事計画等については、市及び学校を通じ、別途工事等の請負者と十分調整を行い、

事業を円滑に進めるものとする。

(4) 安全性の確保

- 工事の実施にあたっては、児童生徒、教職員、学校利用者、近隣住民等に対する安全確保を最優先する。
- 工事で使用する範囲は必要最小限とし、安全確保が必要な場所及び学校、市が必要と判断した場所については、仮囲い等により安全区画を設定する。また、工事作業場所についても同様とする。工事用車両の運行経路の策定にあたっては、児童生徒、教職員、学校利用者、近隣住民等の安全に十分配慮し、事前に市及び学校との協議・調整を行う。
- 工事期間中は、必要に応じて警備員を配置するなど、事業者の責任で安全性の確保に配慮する。

(5) 非常時・緊急時の対応

- 事故、火災等、非常時・緊急時への対応について、事業者はあらかじめ市と協議のうえ、防災マニュアルを作成する。また、事故等が発生した場合は、防災マニュアルに従い直ちに被害拡大の防止に必要な措置を講じる。

(6) 近隣対策等

- 事業者は、自己の責任において、騒音、振動、悪臭、光害、電波障害、粉塵の発生、交通渋滞及びその他耐震化工事により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施する。

(7) 工事現場の管理等

- 事業者は、校門に工事用看板等により、工事概要、作業体系図、緊急連絡先等を掲示する。また、事前に、学校管理者、市も含めた緊急連絡簿を市及び学校に届け出る。
- 事業者は、耐震化工事を行うにあたって使用が必要となる場所及び設備等について、各々その使用期間を明らかにしたうえで、事前に市及び学校に届け出て、承諾を得るものとする。
- 事業者は、善良なる管理者の注意義務をもって、上記の使用権限が与えられた場所等の管理を行う。
- 使用する場所は必要最小限の大きさとし、学校運営に支障のない範囲とする。なお、工事中においても学校運営上必要な駐輪・駐車スペースを確保できるよう配慮する。
- 事業者は、作業時に学校内の器物等を破損しないように十分に注意する。また、学校管理者が不在時に、万が一、破損事故等が発生した場合は、学校管理者及び市に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。

(8) 工事写真

- 工事を行う箇所について、施工前、施工中及び施工後の工事写真を提出する。また、完成後、外部から見えない主要な部分の工事写真も提出する。
- 対象施設ごとの写真帳（A4 判・両面印刷）を 1 部及び JPG 形式のデータ一式（媒体は CD 又

はDVD）を提出することとする。

・　国庫補助申請用の写真については、上記のものを加工したものを別途提出する。詳細については、事前に市に確認することとする。

(9)　工事検査

・　事業者は、工事完了後、対象施設ごとに検査員による工事検査を行い、各対象施設においていずれも事業契約書等に定める水準を満たしていることを確認する。
・　事業者は、対象施設ごとの当該工事検査の日程を事前に市及び学校に対して通知する。
・　事業者は、市及び学校に対して、工事検査の結果を書面で報告する。

(10)　その他

・　施工中は、「第１　８ 遵守すべき法規制等」によるほか、「建設工事公衆災害防止対策指導要綱」及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い、工事の施工に伴う災害防止及び環境の保全に努める。
・　工事の安全確保に関しては、「建築工事安全施工技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。また、工事に伴い発生する廃棄物等（発生材）のリサイクル等、再資源化に努めるとともに、再生資源の積極的活用に努める。
・　工事現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法規に従って行う。
・　工事用車両の出入りに対する交通障害、安全の確認等、構内及び周辺の危険防止に努める。近隣地域における工事用車両の通行は、朝夕の通学、通勤、通園の時間帯を避けて行い、それ以外の時間帯での通行時には十分注意し、低速で行う。
・　対象校敷地周辺道路への工事関係車両の駐車や待機を禁止する。
・　気象予報又は警報等には常に注意を払い、災害の防止に努める。
・　火気使用や火花の飛散等、火災の恐れのある作業を行う場合は火気取り扱いに十分注意し、火災防止に有効な材料等で養生するほか、消火器等を作業場所周辺に設置し、火災防止の徹底を図る。
・　事業者は、学校敷地内及び学校付近において、喫煙を禁止する。
・　事業者は駐車場、資材置場等の位置を市及び学校に承諾を得るものとする。
・　工事に必要な工事用足場は、屋外に設置するものは原則的に枠組足場を使用し、「手すり先行工法に関するガイドラインについて」(厚生労働省発第0424001号　平成21年4月24日）の「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する足場とする。
・　工事完了後に下記の化学物質の濃度測定を行い、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、施設の使用を再開する前に測定結果報告書（1部）を市に提出すること。なお、測定にあたっては文部科学省発出の「学校環境衛生管理マニュアル（改訂版）」（平成22年3月）を参考にすること。
　〇測定対象物質：ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン
・　〇測定場所：体育館・武道場の天井撤去を行った室内部

第4　工事監理業務要求水準

1　基本事項

(1)　業務の範囲

事業者は、工事監理者を設置し、設計図書と工事内容の整合性の確認及び諸検査等の工事監理を行い、定期的に市に対して工事及び工事監理の状況を報告する。工事監理業務には、次のものを含むものとする。

- 耐震化工事に係る工事監理業務
- その他、付随する業務（調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、学校との調整も含む。）

(2)　業務の期間

別紙１に定める期間内に合わせて各施設の工事監理を完了する。

(3)　工事監理者の配置

事業者は､工事監理業務を遂行するにあたっては､次に示す有資格者等を配置するものとし、工事監理業務着手前に市に提出して承認を得るものとする。

- 事業者は、工事監理者の承認を市から得た後、学校に通知する。
- 工事監理の業務を行う企業は、当該対象施設の耐震化工事業務を担当した企業であってはならず、また、これらの企業と相互に資本面若しくは人事面において関連のある企業であってはならない。
- 当該対象施設の耐震化工事業務の管理技術者が、当該施設の工事監理者になることはできない。
- 工事監理者は、１人につき同時期に６施設まで担当可能とする。
- 工事監理者の資格要件については､「第２　１　(3) 設計体制及び管理技術者の配置」に示す設計業務にあたる者の資格要件に準じるものとする。

(4)　業務の報告及び書類・図書等の提出

事業者は、定期的に市に対して工事及び工事監理の状況の説明及び報告を行うとともに、次表に示す書類・図書等を市に提出し、承認を得るものとする。

<table>
<tr><th>提出
時期</th><th>品目</th><th>部
数</th><th>体裁</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">着
手
時</td><td>工事監理着手届</td><td>1</td><td>A4 判</td><td rowspan="2">対象施設ごと</td></tr>
<tr><td>工事監理者届</td><td>1</td><td>A4 判（経歴書を含む）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">完
了
時</td><td>業務完了届</td><td>1</td><td>A4 判</td><td rowspan="3">対象施設ごと</td></tr>
<tr><td>工事検査記録</td><td>1</td><td>A4 判</td></tr>
<tr><td>打合せ議事録</td><td>1</td><td>A4 判</td></tr>
</table>

2　工事監理業務の基本方針

- 設計段階から、施工、施設の引渡しまでの期間において、市、設計者及び施工者との調整を適宜行い、別紙 1 に定める期間の翌日までに確実に供用開始ができるよう、工程管理を行う。
- 対象施設の性能・品質が確保されるよう、必要な対策を講じる。

3　工事監理業務に関する要求水準

(1)　一般的要件

- 事業者が選任した工事監理者は、以下の業務のほか、耐震化工事の適切な監理に必要な業務を行う。
  - ➢ 耐震化工事業務の工事監理を行う。
  - ➢ 耐震化工事業務で作成する全ての書類、図書が事業契約書等に定めるとおりであるかの審査を行う。
  - ➢ 打合せ議事録を作成し、市に提出する。
- 事業者は、工事監理業務の完了にあたって、品質管理のためのチェックリスト（あらかじめ、市との協議によって事業者が作成する。）に基づき、自主的に工事監理記録等の内容を検査し、その結果を報告する。
- 工事監理者は、市及び学校に対し工事監理の状況を報告し、市の確認を受ける。ただし、この確認は、施工の状況、水準に関して市が認証したことを意味するものではない。また、工事監理者は、市又は学校が要請したときには、工事施工の事前及び事後報告、施工状況の随時報告を行う。
- 完了時には、完成検査を行う。
- 工事監理者は工事が完了するごとに、市に対して工事検査の結果報告を行うとともに、学校に対しても、工事検査の結果報告を行う。
- 事業者は施工記録を用意して、現場で市の確認を受け、市は対象施設の状態が事業契約書等において定められた水準に適合するか否かについて確認を行う。ただし、この確認は、対象施設の水準に関して市が認証したことを意味するものではない。

(2)　工事検査

- 事業者は、本事業において選任された工事監理者のうち当該対象施設の工事を担当した者以外の者の中から検査員を選定し、工事検査を行う。
- 事業者は、工事検査の実施については、事前に市に通知する。
- 市は、事業者が実施する工事検査及び試運転に立ち会うことができることとする。
- 事業者は、市に対して工事検査及び試運転の結果を、工事検査記録やその他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告する。

(3)　市の完成検査

- 市は、事業者による前項の工事検査及び試運転の終了後、事業者立会いの下で完成検査を実施する。
- 事業者は、完成検査に必要な工事完成図書を作成し、市に提出する。

別紙１

対象施設一覧

No	学校名	施設	住所	電話番号	施工可能期間（予定）
1	名倉小学校	体育館	長田区房王寺町 4-7-15	691-6181	11/8～2/29
2	垂水小学校	体育館	垂水区日向 2-4-6	707-6006	11/18～2/20
3	多聞台小学校	体育館	垂水区多聞台 3-9-29	782-0375	11/17～2/29
4	太田中学校	体育館	須磨区大黒町 5-1-1	732-0854	10/25～2/29
5		武道場			10/25～2/29
6	歌敷山中学校	体育館	垂水区歌敷山 2-4-1	707-8864	10/27～2/20

別紙２

施設概要一覧（1／2）

			名倉小学校	垂水小学校	多聞台小学校
	対象施設		体育館(講堂)	体育館(講堂)	体育館(講堂)
	構造		RC 造（4 階部分）	RC 造（3 階部分） （屋根は S 造）	RC 造（3 階部分） （屋根は S 造）
	建設時期		平成 12 年	昭和 32 年（1･2 階は昭和 30･31 年）	昭和 43 年（1･2 階は昭和 40･43 年）
	吊り天井	範囲（アリーナ部分）	天井あり　約 700 ㎡	天井あり　約 360 ㎡	天井あり　約 370 ㎡
		範囲（ステージ部分）	天井なし	天井あり　約 70 ㎡	天井なし
		天井材（アリーナ部分）	グラスウールボード[t=25]	PB [t=9.5]捨張りのうえ岩綿吸音板[t=15]貼	グラスウール吸音天井板）
		天井材（ステージ部分）	天井なし	PB [t=9.5]張り（(グラスウール[t=100]　敷き込み）	天井なし
		施工時期	平成 12 年	平成 18 年（張り替え）	平成 17 年（張り替え）
	屋根等	屋根葺材	RC スラブ裏現し（上階にプール）	フッ素樹脂鋼板瓦棒葺き[t=0.4](裏面耐火野地板)	当初の長尺カラー鉄板瓦棒葺[t=0.4]のうえ、瓦棒葺カバー工法《ガルバリウム鋼板[t=0.6]（耐火断熱材裏張））
		耐火性能	30 分耐火	30 分耐火	30 分耐火
		施工時期	平成 12 年	平成 18 年（葺き替え）	平成 17 年（カバー工法）
	その他事項		･高窓開閉用オペレーターあり	･高窓開閉用オペレーターあり	･平成 17 年石綿含有建材除去工事

別紙２

施設概要一覧(2/2)

<table>
<tr><th colspan="3"></th><th colspan="2">太田中学校</th><th>歌敷山中学校</th></tr>
<tr><td rowspan="13"></td><td colspan="2">対象施設</td><td>体育館(講堂)</td><td>武道場</td><td>体育館(講堂)</td></tr>
<tr><td colspan="2">構造</td><td>RC 造(3 階部分)
(屋根は S 造)</td><td>RC造(1 階部分)
(屋根は S 造)</td><td>RC 造(3 階部分)
(屋根は S 造)</td></tr>
<tr><td colspan="2">建設時期</td><td>昭和 37 年(1･2 階は昭和 32･S33 年)</td><td>平成 2 年</td><td>昭和 34 年(1･2 階は昭和 31･34 年)</td></tr>
<tr><td rowspan="5">吊り天井</td><td>範囲(アリーナ部分)</td><td>天井あり　約 440 ㎡</td><td>格技室部分　約 270 ㎡</td><td>天井あり　約 540 ㎡</td></tr>
<tr><td>範囲(ステージ部分)</td><td>天井なし</td><td>－</td><td>天井なし</td></tr>
<tr><td>天井材(アリーナ部分)</td><td>有孔シナベニヤ[t＝9],シナベニヤ[t＝9]　天井上にグラスウール敷込</td><td>化粧石膏ボード[t=9]</td><td>石膏ボード[t=9.5]捨貼のうえ岩面吸音板[t=12]貼り</td></tr>
<tr><td>天井材(ステージ部分)</td><td>天井なし</td><td>－</td><td>天井なし</td></tr>
<tr><td>施工時期</td><td>平成 17 年(張り替え)</td><td>平成 2 年</td><td>平成 19 年(張り替え)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">屋根等</td><td>屋根葺材</td><td>当初の長尺カラー鉄板葺(裏面ラスモルタル塗)のうえ、瓦棒葺カバー工法《フッ素カラーガルバリウム鋼板[t=0.4],発泡ポリスチレンフォーム[t=30]》</td><td>長尺カラー鉄板瓦棒葺き[t=0.4](裏面木毛セメント板[t=2])</td><td>当初の大波スレートのうえ、折板カバー工法《ガルバリウム鋼板[t=0.5](ポリエチレンフォーム裏貼[t=4])》</td></tr>
<tr><td>耐火性能</td><td>30 分耐火</td><td>-</td><td>30 分耐火</td></tr>
<tr><td>施工時期</td><td>平成 17 年(カバー工法)</td><td>平成 2 年</td><td>平成 13 年(カバー工法)</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他事項</td><td></td><td></td><td>･耐火被覆の有無が不明</td></tr>
</table>